

平成21年10月16日

各建設業者の皆様  
(一般土木及び建築一式)

県の解体工事における発注について

県の解体工事発注における技術者の配置に関しては、平成21年8月24日にお知らせしているところですが、今後の解体工事の入札参加可能業者等については、次のとおりとしますのでお知らせします。

<解体工事の入札可能業者>

	解体工事の内容	工事種別	必要な格付	必要な許可
	総合的な企画、指導、調整を要する土木工作物の解体工事	一般土木	一般土木	土木工事業
	総合的な企画、指導、調整を要する建築物の解体工事	建築一式	建築一式	建築工事業
	総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物及び建築物の解体工事	その他	一般土木 又は 建築一式	とび・土工工事業 (経審受審)

(発注額、工事内容により、等級を振り分けます。)

【表の 及び について】

これまでと同じ取扱いです。

【表の について】

総合的な企画、指導、調整を要しない解体工事では一般土木及び建築一式のいずれかの入札参加資格を有していれば参加できますが、とび・土工工事業の許可を有し、かつ、経営事項審査を受審していることが参加条件となりますので、ご注意ください。

(いずれかの格付を有していても、とび・土工工事業の許可を有していない、あるいはとび・土工工事業の経営事項審査を受審していない場合は、入札参加できません。)

【電子入札システムの発注情報について】

- については、それぞれ該当する工種を選択し検索してください。
- については、「建設工事の発注情報」の「工種」を「その他」として検索してください。

担当 建設管理課建設業班  
電話 018-860-2425